

一般社団法人 日本小児血液・がん学会
(旧 特定非営利活動法人 日本小児血液・がん学会)
第 27 回 (平成 27 年度第 4 回) 理事会議事録

日 時 : 平成 28 年 1 月 27 日 (水) 13 : 00 ~ 16 : 30
場 所 : 広島大学東京オフィス
東京都港区芝浦 3-3-6 キャンパス・イノベーションセンター 409 号室
出席者 : 檜山英三 (理事長)
堀部敬三 (副理事長)
足立壯一、井上雅美、今泉益栄、大植孝治、大賀正一、小野 滋、上條岳彦、
菊田 敦、木下義晶、副島俊典、田尻達郎、田中祐吉、堀 浩樹、真部 淳
(以上理事)
小林正夫、仁尾正記 (以上監事)
黒田達夫 (第 58 回学術集会会長)
石井榮一 (第 59 回学術集会会長)
欠席者 : 細井 創 (第 60 回学術集会会長)

議 長 : 檜山理事長

冒頭に、本日の理事出席者数は 16 名中 16 名であり、定款第 31 条及び定款施行細則第 8 条第 3 項に定める成立定足数を満たしているため、本理事会は成立することを確認し、以下の議案について逐次審議に入った。

I. 前回議事録 (案) の確認

議長より、前回議事録 (案) が示され、議場にその承認が求められたところ、異議なく承認された。

II. 審議事項

1. 次回理事会日程の件

議長より、次回理事会の日程について、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、4 月 6 日 (水) 10 時 30 分から 14 時 30 分までの開催とすることが確認された。

2. 次期社員総会に関する件

議長より、次期総会の開催要領 (案) が示され、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、以下の要領で進めることが確認された。

- ・ 日程 : 平成 28 年 6 月 25 日 16 時 30 分 ~ 18 時 00 分
- ・ 会場 : 名古屋市中小企業振興会館
- ・ 6 月の理事会開催日については、6 月 1 日、2 日、8 日、9 日、10 日を候補日として、再

度日程調整することとなった。

3. 社員総会時に行なうセミナーの件

大植教育・研修委員長より、社員総会時に開催するセミナーを中部セミナーの扱いとすることが提案され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

4. 評議員会 2 回連続欠席者対応の件

木下評議員資格審査委員長より、評議員会 2 回連続欠席者 29 名について、資料をもとに、評議員資格審査委員会にて慎重かつ厳正に審議されたことが報告された。その審議結果である対応（案）が示され、議場に承認が求められたところ、以下の対応とすることで承認された。

- ・資格返上を希望している 1 名は資格喪失とする。
- ・欠席理由が正当であると判断された 20 名は資格継続とする。
- ・欠席理由を正当とは判断しがたい 7 名へは、次回社員総会日程・評議員資格喪失条項が記載され、出席を促す通知書を送付し、今回の資格喪失は保留とする。

5. 本年度学術集会演題募集時の倫理委員会または IRB 承認状況確認の件

菊田倫理委員長より、演題登録画面における倫理委員会または IRB 承認状況に関する設問の設置について設問（案）が示され、議場に承認が求められたところ、以下の選択肢追加の意見があり、委員会にて再検討することとなった。

- ・承認状況について「申請中である」、「施設の規定により不要である」の選択肢。
- ・倫理的問題のある演題かどうかを判断しやすい設問・選択肢。

6. 倫理委員会と懲罰委員会とのすみわけの件

菊田倫理委員長より、倫理委員会と懲罰委員会は異なることと定義されているが、懲罰委員会は組織されていないため、懲罰委員会が必要な場合は、その都度理事長が招集することとする体制（案）が提案され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

7. 学術集会ポスター賞の承認の件

田尻学術集会プログラム委員長より、第 57 回学術集会優秀ポスター賞受賞者について、モデレーターの評価及び推薦順位をもとに、委員会にて慎重かつ厳正に審議されたことが報告された。17 名が受賞者として推薦され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。受賞者へは、賞状が贈呈され、第 58 回学術集会にて表彰される。

8. 学会誌オンライン化に伴う執筆依頼について

田中学会誌編集委員長より、海外からの招待演者に対して、総説・投稿の依頼を行うことについて、議場に意見が求められたところ、PBC への抄録掲載可否が判明してから検討

することとし、継続審議事項となった。

9. オンラインジャーナル発行通知メールのコメント内容の件

田中学会誌編集委員長より、オンラインジャーナル発行通知メールに各論文のサマリーを編集委員会が記載することは、作業量が多く、メールも長文となってしまうため、演題名と編集後記を記載する程度のメールとすることが提案され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

10. 全国小児がん登録委員会と本学会との関係について

堀部学術・調査委員長より、全国小児がん登録委員会の副委員長に本会理事長が充て職となっている状況を解消することが提案され、議場に意見が求められたところ、討議がなされ、以下の対応とすることが確認された。

- ・先方に現状の解消、特に理事長が当て職として先方の委員会に副委員長になるなども含めてこの状況を解消することを提案することとする。

- ・もし、従来の登録データを受けることとなった場合は、必ず整理した状態で受けることとする。

- ・今後の対応については、日本小児外科学会も含めて三者で話し合うことを目指すこととする。

11. 専門医制度施行細則改正の件

井上専門医制度委員長より、以下のみなし指導医に関する専門医制度施行細則追記案が示され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

なお、本施行細則付則は次期社員総会にて、専門医制度規則付則に含めることが提案される。

専門医制度施行細則

付則

9. (みなし指導医の認定要件)

- 1) 小児血液・がん専門医研修施設において、全ての指導医あるいは暫定指導医が常勤で勤務しなくなり、その後 1 年以内に新たな指導医あるいは暫定指導医が常勤で勤務できないことにより小児血液・がん専門医研修施設認定の更新が不可能な場合、当該施設から 1 名に限り下記付則 8.2)-4)を満たす者を申請できる。

- 2) 申請時において小児血液・がん専門医であること。

- 3) 申請時において当該施設に常勤で勤務していること。

- 4) 申請時において学会年会費を完納していること。

- 5) みなし指導医が常勤で勤務しなくなった場合、付則 8.2)-4)を満たす別の者を新たなみなし指導医として連続して申請することができる。ただし、その場合は申請時において、当該施設が最初のみなし指導医を申請してから 5 年以内であること。

10. (みなし指導医の申請期間) みなし指導医の申請は、必要時に可能とする。
11. (みなし指導医審査) 委員会は、専門医・指導医資格審査部会において細則・付則 8 に基づいて申請者の審査を行い、その結果をもとに判定し、みなし指導医を理事会推薦する。理事会は委員会により推薦されたみなし指導医の認定を承認する。認定されたみなし指導医は、規則第 40 条 (研修施設の認定要件) の 1 の小児血液・がん指導医あるいは暫定指導医と同等の要件として認定される。
12. (みなし指導医認定証の交付) 理事長は細則・付則 10 に基づき認定を承認された者・施設に対し、みなし指導医認定証を交付する。
13. (みなし指導医資格の発効) 承認されたみなし指導医の資格は、申請年度の 4 月 1 日付で発効する。
14. (みなし指導医の認定期間)
- 1) 認定期間は、みなし指導医が小児血液・がん専門医に認定されてから 5 年が経過するまで、または小児血液・がん指導医資格を取得するまでとする。認定期間中に細則・付則 8 の要件のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
 - 2) みなし指導医の認定期間後の資格更新は行わないものとする。
15. (みなし指導医資格の喪失) 以下の項目に該当する場合は、みなし指導医資格を喪失する。
- 1) みなし指導医認定要件を満たさなくなった場合。
 - 2) みなし指導医が小児血液・がん専門医に認定されてから 5 年が経過した場合。
 - 3) みなし指導医が小児血液・がん指導医に認定された場合。
 - 4) 施設が認定を辞退した場合。
16. (みなし指導医資格の取り消し) 本学会認定みなし指導医として不適当と認めた場合は委員会と理事会において公平な審査を行った後、議決により資格を取り消すことができる。
17. 本細則は平成 28 年 1 月 27 日より改正する。

また、専門医制度規則第 40 条第 5 項に記載されている骨髄移植推進財団認定施設は、公益財団法人日本骨髄バンクへ名称が変更されたため、第 52 条第 2 項に基づき、修正することが提案され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

さらに、資格更新に関する準備に時間がかかっており、資格更新用ページの公開が遅れそうであることが報告され、議場に意見が求められたところ、更新対象者へのアラートを適宜実施し、資格更新の周知が漏れることのないよう配慮することが確認された。

12. 学術賞の応募をホームページにて公示する件

議長より、学術賞をホームページにて応募することが提案され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

13. SIOP2018 と第 60 回 JSPHO 学術集会との同時期開催日程（案）の件

堀国際委員長より、国立京都国際会館にて、第 60 回学術集会を 2018 年 11 月 14 日（水）～16 日（金）まで開催し、同会場にて、SIOP KYOTO 2018 が 11 月 16 日（金）～19 日（月）まで開催される日程（案）が示され、議場に意見が求められたところ、以下の討議及び決議がなされた。

- ・遠方からの参加者は長期間出席することが困難なため、できる限り全体の期間を短くすべきであるとの意見があった。
- ・同時期開催の日本小児がん看護学会は週末の学会開催を希望されており、現在、開催日程を検討されている。
- ・参加者が出席しやすいようプログラムを今後、プログラム委員会を中心に検討することとし、日程については原案通り承認された。

14. SIOP2018 Local Organizing Committee (LOC) の支援について

堀国際委員長より、SIOP2018 Local Organizing Committee（案）が示され、本会として LOC を支援することが提案され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

なお、LOC は独立した組織であり、本会から経費の支給は行わないことが確認された。

15. 第 58 回学術集会アジア交流セッションの件

堀国際委員長より、第 58 回学術集会における海外研究者交流および招聘事業について、以下の実施（案）が示され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

1) アジアの学術団体との間での医師・研究者交流事業

- ・対象団体を **Korean Society of Pediatric Hematology and Oncology** とする。
- ・本事業では、年次学術集会へそれぞれの団体から 2 名ずつの研究者を受け入れる。
- ・1 人当たり 10 万円を支給する。
- ・本事業参加者には、学術集会での発表を求める。
- ・相手側からの招聘があった場合は、会員を対象に希望者を募り、応募演題の内容により選抜を行い、相手側に推薦をする。
- ・空港ピックアップについては学術集会事務局との相談により決定する。
- ・奨学金は、学術集会会場にて支払う。

2) アジアの低所得国を対象にした医師・研究者交流事業

- ・Vietnam, Myanmar, Indonesia, Laos, Philippine, Cambodia, India, Bangladesh, Nepal, Pakistan などの東南アジア、南アジア、中央アジア、西アジアの低所得国を対象とする。
- ・招聘者の選抜にあたっては、会員個人または会員所属施設が交流している医師・研究者を会員から推薦を受けることとする。
- ・1 件 20 万円の支給とし、同じ施設から 2 名までの参加を認める。
- ・対象者を 1 学術集会につき 4 名程度とする。

- ・ 招聘者には、学術集会での発表を求めるが、その内容は症例報告、当該国での診療体制の紹介でも可とする。
- ・ 学術集会前後での、推薦者施設での視察、研修には制限を設けない。
- ・ 空港ピックアップについては学術集会事務局との相談により決定する。
- ・ 奨学金は推薦者へ送金し、推薦者から招聘者へ支払う。

16. 小児がん診療ガイドラインのパブリックコメント HP 掲載の件

菊田前診療ガイドライン委員長より、小児がん診療ガイドライン（改訂案）のパブリックコメントを本会ホームページで募集することについて、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

17. 小児血友病患者に対する中心静脈カテーテル使用のコンセンサスガイドライン出版の件

大賀止血・血栓委員長より、小児血友病患者に対する中心静脈カテーテル使用のコンセンサスガイドラインを 3,500 部出版し、450 円で販売した場合、80 万円程度の利益が学会に還元されるとの試算が示され、議場にその出版及び販売の承認が求められたところ、異議なく承認された。

18. NPO 法人全口座からの支出の件

真部庶務・財務委員長より、法人変更に伴い、NPO 法人の資産消費のため、全保有口座からの支出を許可することについて、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

19. 一般社団法人での口座作成（案）の件

真部庶務・財務委員長より、一般社団法人での口座作成について、運用口座（アジア交流奨学基金含む）、緩和ケア事業用口座、専門医制度用口座の三口座を作成することが提案され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

20. 入会申請者承認の件（真部委員長）

真部庶務・財務委員長より、正会員 23 名の入会申請者が示され、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

21. 各委員会活動計画（案）及び規定（案）承認の件（檜山理事長）

各委員会委員長より、各委員会の活動計画（案）および委員会規定（案）が示され、それぞれ議場に承認が求められたところ、以下の討議及び決議がなされた。

1) 庶務・財務委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

2) 規約委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

なお、定款施行細則の領域記載順について、現在、(6)上記以外の臨床系、(7)病理領域の順となっているが、病理領域も臨床に含めるため、(6)病理領域、(7)上記以外の臨床系の順の記載に修正するよう委員会で検討することとなった。

3) 評議員資格審査委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

4) 倫理委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

5) 利益相反委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

6) 学術集会プログラム委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに承認された。

なお、「プログラム委員会」の記載は「学術集会プログラム委員会」へ修正することとする。

また、学術集会プログラムの抄録をPBCに掲載する件については、国際委員会と協力して検討することとなった。

7) 学会誌編集委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

なお、オンラインジャーナル発行等、出版状況が変化しているため、出版社との契約内容を確認することとなった。

8) 診療ガイドライン委員会

規定（案）については原案どおり異議なく承認された。

活動計画について、支持療法、生検・中心静脈のガイドラインを新たに制作することについて、委員会にて検討することとなった。

また、平田班の研究内容が疾患登録に関する内容へと変更されたため、代表委員再考が提案され、議場にて討議がなされたところ、学術・調査委員会より木下義晶先生が選任された。

9) 学会賞等選考委員会

規定（案）については原案通り異議なく承認された。

活動計画については、他団体から推薦を依頼される賞について、定期的に依頼される賞に関しては計画に記載しておくことが提案され、検討することとなった。

また、優秀ポスター賞の選定は学術集会プログラム委員会の管轄であることが確認された。

10) 研究審査委員会

規定（案）については原案通り異議なく承認された。

活動計画（案）については、審査体制を明確にするよう委員会にて再検討することとなった。

11) 学術・調査委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに承認された。

なお、「学会委員」の記載は「学会員」が正しいため、修正することとする。

12) 疾患委員会

足立委員長より、疾患委員会の規約（案）・活動計画（案）を作成するにあたり、今後、従来の各疾患委員会委員長、学術・調査委員会の委員長・副委員長及び現疾患委員会の委員長・副委員長が合同で会議する予定であることが報告された。

各疾患委員会の活動内容、委員数、任期、委員選任方法について討議し、次回理事会にて検討することとなった。

また、固形腫瘍委員会については、今後選任される脳神経外科領域理事を含めることとし、その活動は本会の保有する疾患登録データを利用してどのような研究が可能かを検討することや、他団体との疾患登録に関する関係調整を目的とすることが確認された。

さらに、境界領域の症例に対する中央診断機能を持たせてほしい、との意見があった。

13) 看護委員会

看護領域理事が選任されてから活動計画・規定を作成することとなった。

14) 教育・研修委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

15) 専門医制度委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

専門医制度委員会メーリングリストの作成について、議場に承認が求められたところ、異議なく承認された。

また、委員会にて整備基準（案）の作成を進めることとなった。

16) 社会・広報委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

また、第 58 回学術集会 HP を公開するよう意見があった。

さらに、造血細胞移植委員会より、小児ドナーの有害事象についてメールニュースに掲載したいとの要望があり、委員会にて対応することとなった。

17) 保険診療委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

また、平成 28 年度の改定について、HP や JSPHO ニュースにて配信してほしいとの要望があった。

さらに、他学会との連携について検討してほしい、との要望があった。

18) 国際委員会

活動計画（案）・規定（案）ともに原案どおり異議なく承認された。

19) 緩和ケア等事業委員会

平成 28 年度にて、本事業の委託は終了することが報告され、厚生労働省より、新たに本会が実施できる委託事業を提案してほしい、との連絡があったことが報告された。

Ⅲ. 報告事項

1. 庶務報告

真部庶務・財務委員長より、資料をもとに、会員状況について報告がなされた。

2. 第 58 回学術集会準備状況報告

黒田会長より、資料をもとに、第 58 回学術集会準備状況について報告がなされた。

- ・抄録集を発行・発送することが確認された。
- ・5～6 月に演題募集、7 月中旬～8 月に査読終了、その後印刷を予定している。
- ・倫理・安全・感染の教育セッション開催について検討中である。
- ・海外招待者について、費用との兼ね合いも含めて検討中である。
- ・学術集会時の理事会開催について、学術集会前の水曜日に開催することが提案され、議場に意見が求められたところ、継続審議事項となった。
- ・学術集会時の社員総会について、夕方から 2 時間の開催とすることが提案され、検討することとなった。

3. 第 59 回学術集会準備状況報告

石井次期会長より、第 59 回学術集会準備状況について、ポスターが完成したことが報告された。

議長は、以上をもって本日の議案の審議を全て終了した旨を述べ、閉会を宣した。